

佐賀県立学校の課程等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年4月28日

佐賀県教育委員会委員長 牟田清敬

佐賀県教育委員会規則第9号

佐賀県立学校の課程等に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県立学校の課程等に関する規則（昭和39年佐賀県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後																								
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、佐賀県立高等学校（以下「高等学校」という。）の課程、<u>学科及びコース並びに佐賀県立特別支援学校（以下「特別支援学校」という。）の障害種別、部、科及び学科</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（高等学校の課程、学科及び昼夜間の別）</p> <p>第2条 略</p> <p>（高等学校の学科のコース）</p> <p>第3条 <u>別表第2に掲げる高等学校の学科に、同表に掲げるコースを置く。</u></p> <p>（特別支援学校の障害種別、部、科及び学科）</p> <p>第4条 特別支援学校の障害種別、部、科及び学科は、<u>別表第3</u>のとおりとする。</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">学校</th> <th style="width: 25%;">課程</th> <th style="width: 25%;">学科</th> <th style="width: 25%;">昼夜間の別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>佐賀県立佐賀北高等学校</td> <td>全日制課程 (単位制による課程)</td> <td>普通科</td> <td>昼間</td> </tr> </tbody> </table>	学校	課程	学科	昼夜間の別	略				佐賀県立佐賀北高等学校	全日制課程 (単位制による課程)	普通科	昼間	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、佐賀県立高等学校（以下「高等学校」という。）の課程<u>及び学科並びに佐賀県立特別支援学校（以下「特別支援学校」という。）の障害種別、部、科及び学科</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（高等学校の課程、学科及び昼夜間の別）</p> <p>第2条 略</p> <p>（特別支援学校の障害種別、部、科及び学科）</p> <p>第3条 特別支援学校の障害種別、部、科及び学科は、<u>別表第2</u>のとおりとする。</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">学校</th> <th style="width: 25%;">課程</th> <th style="width: 25%;">学科</th> <th style="width: 25%;">昼夜間の別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>佐賀県立佐賀北高等学校</td> <td>全日制課程 (単位制による課程)</td> <td>普通科、<u>芸術科</u></td> <td>昼間</td> </tr> </tbody> </table>	学校	課程	学科	昼夜間の別	略				佐賀県立佐賀北高等学校	全日制課程 (単位制による課程)	普通科、 <u>芸術科</u>	昼間
学校	課程	学科	昼夜間の別																						
略																									
佐賀県立佐賀北高等学校	全日制課程 (単位制による課程)	普通科	昼間																						
学校	課程	学科	昼夜間の別																						
略																									
佐賀県立佐賀北高等学校	全日制課程 (単位制による課程)	普通科、 <u>芸術科</u>	昼間																						

改正前				改正後			
略		略		略		略	
別表第2（第3条関係）							
学校	課程	学科	コース				
佐賀県立佐賀北高等学校	全日制課程	普通科	芸術コース				
別表第3（第4条関係）				別表第2（第3条関係）			
略				略			

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の佐賀県立学校の課程等に関する規則の規定により置かれていたコースで、この規則による改正後の佐賀県立学校の課程等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）に定められていないものは、改正後の規則の規定にかかわらず、平成27年3月31日に当該コースに在籍する者が当該コースに在籍しなくなる日までの間、存続するものとする。